

## 工事請負契約書 (案)

1. 工事番号・名称 第22-79050-0002号  
福島工業高校第二体育館照明改修工事
2. 工事の場所 福島県福島市森合字小松原 地内  
着工 令和 年 月 日
3. 工期 完成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 円也
5. 契約保証金 金 円也

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県  
工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条  
項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を  
保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県福島市森合字小松原1番地

氏名 福島県  
福島県立福島工業高等学校  
校長 鈴木 康隆

受注者 住所

氏名

(この特記事項は、再資源化等に該当する場合に記載すること。)

#### 特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

#### 特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。)

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

第3 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、規定を準用する。

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げること。)

第4 約款第4条第2項及び第5項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

第6 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第7 工事中の看板・黒板やラベル、標柱及び施設設備に「令和4年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と表示するとともに、工事完成届書に当該写真(カラー)を添付すること。

## 特記仕様書（追記）

- 1 請負者は、別記1「福島県県北建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約」第5条第2項により安全管理者を選任し、監督員にすみやかに報告すること。
- 2 工事に架空線等上空施設に係わる場合は、それらすべての現地調査を行い、その調査結果について監督員へ報告すること。また、架空線等上空施設が支障物件となる場合には、安全対策について施工計画書に記載すること。
- 3 履行報告（工程会議）の際に、安全管理の実施状況について提示できるようにしておくこと。
- 4 安全管理者による安全管理に関する指導内容を施工計画書に添付すること。



## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用

- 1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。
  - (1) 共通仮設費
    - 1) 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
    - 2) 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
    - 3) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
  - (2) 現場管理費
    - 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
    - 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
    - 3) 遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費
    - 4) その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用
- 2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は施工計画書に記載すること。  
また、上記1の対策に要した費用について実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、協議打合せ簿により監督員と協議すること。
- 3 受注者は、上記1の対策に要した費用について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費用実績報告書(様式1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。  
なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。
  - (1) 現場事務所の拡張費用・借地料については、平時における現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時における現場事務所設置に要する費用の見積書を添付すること。
  - (2) 労働者宿舎の拡張費用・借地料について、「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行うものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。
- 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 5 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用実績報告書

令和 年 月 日

発注者

受注者

印

令和 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用実績報告書を提出します。

費目	内容	支払額（税抜き）
共通仮設費	密集回避のための宿泊費・交通費	円
	現場事務所、労働者宿舎等の拡張費用・借地料	円
	その他	円
小計		円
現場管理費	現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用	円
	現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用	円
	遠隔臨場やテレビ会議等のための機器リース費・通信費	円
	その他	円
小計		円
合計		円

(注) 上記支払額を証明する書類及び金額集計表（任意様式）を添付すること。